入 札 公 告

公告

嘉飯桂地区鳥獣被害防止対策協議会が発注する物品購入契約について、下記のとおり一般競争入札に付します。なお、下記に定める以外の事項については、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）、桂川町財務規則等の規定を準用します。

令和７年６月２０日

嘉飯桂地区鳥獣被害防止対策協議会

会長　須尭　博之

記

１　入札に付する事項

(1) 業 務 名　令和７年度鳥獣被害防止総合支援事業

　　　　電気牧柵の調達及び納品業務

　(2) 業務の概要

　 　　 有害鳥獣侵入防止にかかる電気牧柵を設置するために必要な資材の調達及び納品業務

数量

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 材料名（1.1ｍ） | 数量 | 単位 | 材料名（2.1ｍ） | 数量 | 単位 |
| 本体 | 4 | 台 | 本体 | 20 | 台 |
| 支柱 | 316 | 本 | 支柱 | 2,640 | 本 |
| ガイシ（フック） | 632 | 個 | ガイシ（フック） | 13,200 | 個 |
| 電線（500ｍ巻） | 4 | 巻 | 電線（500ｍ巻） | 74 | 巻 |
| 巻取器 | 4 | 個 | 巻取器 | 20 | 個 |
| 検電器 | 4 | 個 | 検電器 | 20 | 個 |
| ゲート | 8 | 個 | ゲート | 100 | 個 |

　　 ◎規格については、別紙仕様書の「２．材料」のとおり。

※計画変更等により台数に増減がある場合は、各単価により増減を行なう予定です。

　(3) 納品場所

　　　　嘉飯桂地区鳥獣被害防止対策協議会が指定する場所

※別紙のとおり

※セット数及び施工距離（ｍ）は土地の形状等で多少前後します。

　(4) 納品期限　令和７年１１月２８日

　(5) 予定価格 ４，２３９，５５０　円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）

（6）その他

　　　　納品時、嘉飯桂地区鳥獣被害防止対策協議会が指定する様式に納品場所の代表者の受取印を受領するとともに、納品物及び納品場所代表者の受取時の写真等の当該協議会が指定する書類を提出すること。

２　入札の方法　　　 一般競争入札

３　入札に参加する者に必要な資格

　 本業務の入札に参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たすものとします。

　(1) 福岡県内に事業所等を有しているものであること。

　(2) 次のいずれかに該当する者は、入札に参加することができません。

ア 入札参加申請を行っていない者

イ 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者

ウ 地方自治法施行令第１６７条の４第２項各号の規定に該当する者で、その事実があった後２年を経過していない者

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団及びその構成員並びに暴力団の利益となる活動を行う者

オ この公告の日から入札の日までの間に、飯塚市・嘉麻市・桂川町から指名停止措置を受けている者

カ 営業実績がない者又は経営状態が著しく不健全である者

　 ※　なお、参加資格に疑義がある場合は、選定委員会の判断により入札に参加できない場合があります。

４　入札参加申請について

入札に参加を希望される方は、各号に従い入札参加申請を行わなければならない。

(1) 提出書類

　　ア 参加資格確認申請書

　　イ 法人登記事項証明書（全部事項証明書）

※ 個人の場合は、市区町村が発行する身分証明書

　　ウ 営業概要書

　　エ 国・県・市区町村税に滞納がないことの証明（本社所在地管内）

　　オ 貸借対照表及び損益計算書

　　カ 委任状（別紙１）（契約行為等を営業所等が行う場合は提出ください。）

　　キ 誓約書

　　ク 印鑑証明書（本社）

　　ケ 返信用封筒（表に所在地、商号又は名称等を記載し、１１０円切手を貼付した長３号封筒）

　　コ 契約に係る指名停止に関する申立書

(2)提出期限

　令和７年７月４日（金）　午後４時まで

（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

※受付時間帯　各日　午前９時から午後４時まで

　(3) 提出場所

　　　　福岡県嘉穂郡桂川町大字土居４２４番地１

　　　　桂川町役場　産業振興課　農林振興係

　　　　電話 ０９４８－６５－１１０６（直通）

　(4) 提出方法

　　　　持参のみとする

　　　※提出された書類は返却いたしませんのでご注意ください。

５　仕様書等に対する質問及び回答について

(1)質問書の提出について

ア 提出方法　FAXのみとする

　　イ 質 問 先　桂川町役場産業振興課農林振興係

ＦＡＸ：０９４８－６５－３４２４

　ウ 受付期間　公告日から令和７年７月４日（金）まで

※土曜日、日曜日及び祝日を除く、各日午前９時から午後４時まで。

(2)質問書への回答について

　回答期日　令和７年７月７日（月）午後５時までにFAXにて回答する。

　　※原則、質問者のみ随時回答とする。ただし、事務局で全事業者へ知らせる必要が

あると判断した場合は、全事業者に回答する。

６　入札参加資格確認通知の送付

　　　 決定後、郵便にて送付いたします。

７　入札及び開札の日時

　(1) 入札 令和７年７月１８日（金）午後３時３０分～

（時間厳守：入札時間に間に合わない場合は、失格とします。）

　(2) 開札 入札後直ちに行う。

８　入札及び開札の場所

福岡県嘉穂郡桂川町大字土居４２４番地８

桂川町住民センター　２階　会議室

９　入札の際に必要な書類等

　(1) 入札書

　　 ※ 所定の入札書に必要事項を記入・押印(入札の委任を行っている場合は入札の受任者の印)のうえ、入札当日に提出してください。また、内訳書は、落札業者のみ入札後速やかに提出してください。なお、入札書に記入する金額は、消費税及び地方消費税相当額を除いた額とします。

　(2) 委任状（別紙２）

　　※ 代理人が入札する場合に提出してください。委任状の印鑑（代理者の印鑑）と入札書の印鑑は同じものを使用してください。

　(3) 印鑑（再入札の場合に必要となります。）

　　 ※ 入札書等で使用したもの。

１０　入札要領

　(1) 代理人をもって入札する場合は、委任状（別紙２）を提出してください。

　(2) 入札金額を書き損じた場合は、新たな用紙に書き直してください。

　(3) 事由のいかんにかかわらず、提出済の入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。

　(4) 出欠の確認のときに入札場所にいない方は、入札に参加することはできません。

１１　入札の無効

次のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とします。

(1) 入札に参加する資格のない者

(2) 入札に関し不正行為を行った者

(3) 入札書について、入札金額が訂正されたもの又は入札金額、氏名及び印影について誤脱若しくは判読不可能な記載があるものを提出した者

(4) １人で２以上の入札をした者

(5) 代理人で委任状（別紙２）を提出しない者

(6) その他入札に関する条件に違反した者

１２　入札の中止

入札の実施が困難な特別の事情が生じた場合は、入札を中止し、又は延期することがあります。これらの場合において、入札者又は入札に参加しようとする者が損失を受けても、本協議会は補償の責を負いません。

　　　次のいずれかに該当する場合は、入札を中止します。

(1) 入札に参加し、及びこれに関係を有する者が、共謀、結託その他不正行為を行い、又は行おうとしていると認められるとき。

(2) 地形又は工作物の変動によりその目的を達成することができなくなったとき。

(3) 事業の廃止、変更その他必要があると認められるとき。

１３　開札

(1) 開札は、入札後直ちに行います。

(2) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合は、直ちに再度の入札を行います。

(3) 入札回数は原則として３回までとします。

１４　落札者の決定

　(1) 落札となるべき同価格の入札者が２人以上あるときは、くじをもって落札者を決定します。

１５　契約の締結

(1) 落札者は、落札決定通知書を受けた日から５日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に契約を締結してください。契約が締結されない場合は、その落札は失効するものとします。

(2) 契約金額は、入札書に記入された金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額とします。

(3) 契約書に貼付する収入印紙については、落札者の負担とします。

（4）落札者は、入札終了後、速やかに嘉飯桂地区鳥獣被害防止対策協議会が指定する内訳書を提出するものとします。

１６　支払方法

精算払いとし、県から交付金交付後１カ月以内の支払いを予定しています。

１７　設置等の現地指導

農家から設置方法の現地指導を求められた時や、アフターサービス等について、

誠意をもって対応してください。

１８　その他

この説明書に記載のない事項については、別途協議します。

１９　問い合わせ先

嘉飯桂地区鳥獣被害防止対策協議会事務局

桂川町役場　産業振興課　農林振興係内

福岡県嘉穂郡桂川町大字土居４２４番地１

電 話 ０９４８－６５－１１０６（直通）

ＦＡＸ ０９４８－６５－３４２４

|  |
| --- |
| 参 加 資 格 確 認 申 請 書  令和 年 月 日  嘉飯桂地区鳥獣被害防止対策協議会長 様  所在地  商号または名称  代表者氏名 実印  電話番号  「令和７年度鳥獣被害防止総合支援事業にかかる電気牧柵の調達及び納品業務」に係る競争入札に参加する資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。  なお、入札公告３に規定する入札に参加する者に必要な資格を満たしていること、並びに添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約するとともに、本件入札前はもとより、入札後においても参加資格に該当しなくなったときは、直ちに貴協議会に報告することをあわせて誓約します。  また、資格確認のため必要な官公庁への照会を行うことについて承諾します。  記  １　法人登記事項証明書（全部事項証明書）  　※　個人の場合は、市区町村が発行する身分証明書  ２　営業概要書  ３　国・県・市区町村税に滞納がないことの証明（本社所在地管内）  ４　貸借対照表及び損益計算書  ５　委任状（別紙１）（契約行為等を営業所等が行う場合は提出ください。）  ６　誓約書  ７　印鑑証明書（本社） |

　（注）：返信用封筒として、表に所在地、商号または名称等を記載し、１１０円切手を貼付した長３号封筒を申請書と併せて提出してください。

（別紙１）

令和　　年　　月　　日

嘉飯桂地区鳥獣被害防止対策協議会長 様

委　任　状

　私は、下記の受任者を代理人と定め、次の権限を委任いたします。

記

委任期間　　　令和　　年　　月　　日から令和　　年　　月　　日まで

委任事項　　　　　１．入札、見積及び契約締結に関する件

２．契約代金並びに前払い金の請求受領に関する件

３．契約保証金の納付並びに還付請求及び受領に関する件

４．復代理人選任に関する件

５．その他の契約に関する一切の件

　委　任　者　　　所　　在　　地

　（本　社）

商号または名称

代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　実印

　受　任　者　　　所　　在　　地

　（支　社）

商号または名称

代表者氏名

誓　　約　　書

令和　　年　　月　　日

　嘉飯桂地区鳥獣被害防止対策協議会長 様

所　　在　　地

商号または名称

代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　実印

電　話　番　号

　　嘉飯桂地区鳥獣被害防止対策協議会競争入札参加者として、次の事項を遵守することを誓約します。なお、もし下記事項に違背したときは、指名停止等の措置を講じられても異議を申しません。

記

　１．競争入札に参加した業者間において、公正な価格を阻害し、また不正の利益を得る目的で談合若しくは何等の協議もしないこと。

　２．競争入札参加者として、関係法令等を誠実に遵守すること。

　３．契約履行について、不正な行為を行わず、誠実に履行すること。

　４．暴力的行為（暴行、脅迫、職務強要行為を含む）を行わないことは勿論、名目の如何を問わず暴力的組織に所属したり、密接な交際や暴力的組織の利用を行わないこと。

　５．嘉麻市暴力団等追放推進条例、飯塚市暴力団排除条例、桂川町暴力団排除条例を遵守すること。

|  |  |
| --- | --- |
| 入　　札　　書  嘉飯桂地区鳥獣被害防止対策協議会長 様  下記のとおり入札いたします。  なお、下記入札金額は取引に係る消費税額及び地方消費税額を含まない金額です。 | |
| 入札金額 |  |
| 業　務　名 | 令和７年度鳥獣被害防止総合支援事業  電気牧柵の調達及び納品業務 |
| 物　品　名 | 電気牧柵　高さ1.1ｍ  電気牧柵　高さ2.1ｍ |
| 令和　　年　　月　　日  　　　　　　　　所　　在　　地    　　　　　　　　商号または名称  入　札　者  　　　　　　　　代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞  　　　　　　　　代　　理　　人　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞ | |

（別紙２）

令和　　年　　月　　日

嘉飯桂地区鳥獣被害防止対策協議会長　様

所　　在　　地

商号または名称　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

委　　任　　状

今般都合により　　　　　　　　　　　　　　　　㊞　　を代理人と定め、

次の条件について下記の権限を委任いたします。

件　名　　令和７年度鳥獣被害防止総合支援事業

　　　　　電気牧柵の調達及び納品業務

委　　任　　事　　項

１．入札に関する一切の件

令和　　年　月　日

契約に係る指名停止に関する申立書

嘉飯桂地区鳥獣被害防止対策協議会長　様

印

当社は、貴殿発注の物品・役務契約の競争参加にあたっては、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関又は地方公共団体の機関から物品・役務契約に係る指名停止の措置を受けていないことを申し立てます。

また、この申し立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。